

一宮市告示第 206 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、株式会社ヤマナカを指定公金事務取扱者に指定したことから、一宮市会計に関する規則第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 14 日

一宮市長 中野正康

- 1 業務名称
粗大ごみ処理手数料徴収業務
- 2 指定公金事務取扱者
名古屋市中村区岩塚町字西枝 1 番地の 1
株式会社ヤマナカ 代表取締役 中野 義久
- 3 指定日
2025 年 4 月 1 日